

秘 男女共同参画に関する県民意識調査

令和6年9月
山口県

調査ご協力をお願い

山口県では、「山口県男女共同参画推進条例」や「山口県男女共同参画基本計画」に基づき、性別にかかわらず、県民の皆さん一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めているところです。

この取組を一層推進するため、5年ごとに、県民の皆様のご意見やご要望をお聞きする調査を実施しています。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出し、選ばせていただきました男女各1,500名の方をお願いするものです。

ご回答いただいた内容は、行政上の基礎資料として活用させていただくことを目的としており、この目的以外に使用することはありません。また、あなたの名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご記入に当たってのお願い】

- 1 調査の対象となる方は、調査票を郵送させていただいた宛名の方になります。
必ず、ご本人様がお答えくださいますようお願いいたします。
- 2 お答えは設問ごとに（○はひとつだけ）、（○はいくつでも）など、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。○印は番号を囲んでください。
- 3 「その他」の場合には、その番号を○で囲むとともに（ ）内に具体的に
記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
10月18日（金）までに投函してください。

※ 調査票及び返信用封筒にお名前を記入される必要はありません。

調査についてご不明な点やご質問がありましたら、以下にお問い合わせください。

山口県環境生活部 男女共同参画課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電話：083-933-2630
FAX：083-933-2639
メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

あなたご自身のことについておたずねします。

F1 あなたの戸籍上の性別は（○はひとつだけ）

1 男性 2 女性

F2 あなたの年齢は（○はひとつだけ）

1	18～19歳	6	40～44歳	11	65～69歳
2	20～24歳	7	45～49歳	12	70～74歳
3	25～29歳	8	50～54歳	13	75歳以上
4	30～34歳	9	55～59歳		
5	35～39歳	10	60～64歳		

F3 あなたのお住まいは（○はひとつだけ）

1	下関市	6	下松市	11	美祢市	16	上関町
2	宇部市	7	岩国市	12	周南市	17	田布施町
3	山口市	8	光市	13	山陽小野田市	18	平生町
4	萩市	9	長門市	14	周防大島町	19	阿武町
5	防府市	10	柳井市	15	和木町		

F4 あなたは結婚していますか。（○はひとつだけ）

1 結婚している（結婚していないがパートナーと暮らしている） 2 離別または死別 3 未婚

F5 あなたのお仕事を教えてください。

2つ以上お仕事をおもちの方は、主なものを1から8の中でひとつお答えください。

勤め人	1	常勤	無職	5	主婦・主夫
	2	パートタイマーなど		6	学生
自営業	3	農林漁業	7	その他の無職	
	4	商工サービス業など	8	その他（ ）	

F6 あなたにはお子さんがおられますか。（別居、独立したお子さんも含む）

1 いる 2 いない

男女の地位の平等についておたずねします。

問1 あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
 アからクの各項目について、1から6の中であなたの気持ちに最も近いものを選んでください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
○はアからクまでそれぞれひとつずつ						
ア 家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
イ 就職の機会や職場の中で	1	2	3	4	5	6
ウ 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
エ 地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
オ 政治活動の中で	1	2	3	4	5	6
カ 法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
キ 社会通念・習慣・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
ク 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること
- 2 法律や制度の面での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 6 子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること
- 7 その他 ()
- 8 わからない

男女の生き方についておたずねします。

**問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。
(○はひとつだけ)**

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 賛成 →問4へ | 4 反対 →問5へ |
| 2 どちらかといえば賛成 →問4へ | 5 わからない →問6へ |
| 3 どちらかといえば反対 →問5へ | |

問4 問3で「1 賛成」「2 どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
- 2 自分の両親も役割分担をしていたから
- 3 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
- 6 その他 ()

問5 問3で「3 どちらかといえば反対」「4 反対」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 男女平等に反すると思うから
- 2 自分の両親も外で働いていたから
- 3 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
- 6 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
- 7 その他 ()

女性の活躍についておたずねします。

**問6 社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。
(○はいくつでも)**

- 1 家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識
- 2 男性優位の組織運営
- 3 家庭の支援・協力が得られない
- 4 女性の能力開発の機会が不十分
- 5 女性の活動を支援する仕組みの不足
- 6 女性側の積極性が十分でない
- 7 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
- 8 その他 ()
- 9 わからない

問7 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために何が必要と思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 経営者が女性の活躍の促進に積極的であること
- 2 職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること
- 3 育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること
- 4 長時間労働の必要がないこと
- 5 年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること
- 6 時間や場所にとらわれない働き方ができること
- 7 パート、アルバイト等から正社員へ登用すること
- 8 身近に相談できて目標になる女性がいること
- 9 性別に関係なく仕事が適正に評価されること
- 10 仕事にやりがいがあること
- 11 その他 ()

問8 女性の活躍が進むためには、家族や社会等でどのような環境整備が必要と思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 夫の積極的な家事・育児・介護への参加
- 2 夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加
- 3 保育施設等の育児サービスの充実
- 4 福祉施設等の介護サービスの充実
- 5 利用しやすい(育児・介護以外の)家事サービスがあること
- 6 スキルアップに向けた研修や職業相談等の再就職しやすい環境が整っていること
- 7 起業を希望する際に資金調達やノウハウが取得しやすい環境が整っていること
- 8 総合的な相談窓口が整備、充実していること
- 9 その他 ()

問9 あなたは、今後どのような分野で女性の参画が進むべきだと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 閣僚(国務大臣)、都道府県知事、市町村の首長
- 2 国、県や市町村議会の議員
- 3 国、地方公共団体の審議会等委員
- 4 国、地方公共団体の管理職
- 5 企業の管理職
- 6 企業の技術者・研究者
- 7 起業家
- 8 学校の校長や教頭
- 9 農協、漁協等の農林水産団体の役員
- 10 自治会、ボランティア、PTAなどの役員
- 11 その他 ()
- 12 わからない

女性と仕事についておたずねします。

**問 1 0 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。
(○はひとつだけ)**

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

現在就業していない女性の方だけにおたずねします。

問 1 1 今後就業するとしたら、どのような働き方を希望しますか。(○はひとつだけ)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 正社員でフルタイム勤務 | 6 自由業 |
| 2 正社員で短時間勤務 | 7 その他 () |
| 3 パート、アルバイト | 8 就業したくない |
| 4 派遣社員 | 9 わからない |
| 5 経営者・使用者 | |

過去に就業経験があり、現在就業していない女性の方だけにおたずねします。

問 1 2 離職した時、再び仕事を始めたいと思っていましたか。(○はひとつだけ)

- 1 すぐにでも仕事を始めたいと思っていた
- 2 時期がきたら(子どもがある程度の年齢になる等)仕事を始めたいと思っていた
- 3 時期は決めていないが、いずれ仕事を始めたいと思っていた
- 4 再び仕事をするつもりはなかった
- 5 わからない

仕事と家庭・地域活動の両立についておたずねします。

問 1 3 仕事と家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動とのバランスについて、1から6の中であなたの「理想」に最も近いものをひとつ選んでください。また、「現実」に最も近いものをひとつ選んでください。

	家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する	家庭生活または地域活動よりも、仕事を優先させる	家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる	仕事よりも、家庭生活または地域活動を優先させる	仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する	わからない
ア 理想	1	2	3	4	5	6
イ 現実	1	2	3	4	5	6

問 1 4 今後、男性が女性とともに育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 男性が育児・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が育児・家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 4 周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による育児・家事などについても、その評価を高めること
- 6 男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 7 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性が育児・家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 9 国や地方公共団体などの研修等により、男性の育児・家事などの技能を高めること
- 10 男性が育児・家事などを行うための、仲間（ネットワーク）作りを進めること
- 11 男性が相談しやすい窓口を設けること
- 12 その他 ()
- 13 特に必要なことはない

問 1 5 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと
- 3 社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること
- 4 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと
- 5 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること
- 6 その他 ()
- 7 特に必要なことはない
- 8 わからない

性の多様性についておたずねします。

問 1 6 「好きになる相手、性的対象が誰であるか」、「自分の性別をどう認識するか」など、性のあり方は多様であり、一人ひとり違いますが、あなたは、今まで自分の性のあり方(性自認、性的指向)について、悩んだことはありますか。(〇はひとつだけ)

- 1 ある
- 2 ない

問 1 7 性の多様性に関する悩みについて相談できる機関のうち、知っているものはどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター
- 2 こころの健康相談(山口県精神保健福祉センター)
- 3 みんなの人権110番(法務省)
- 4 山口労働局総合労働相談コーナー
- 5 よりそいホットライン((一社)社会的包摂サポートセンター)
- 6 LGBTs電話相談(山口県弁護士会)
- 7 にじちよるカフェ(レインボー山口)
- 8 相談窓口として知っているところはない
- 9 その他 ()

問 1 8 令和5年に、LGBT理解増進法が施行され、性の多様性に関する理解増進施策として全国の多くの自治体が「パートナーシップ宣誓制度」に取り組まれています。この制度を知っていますか。(○はひとつだけ)

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 知らない

問 1 9 山口県でも、令和6年9月から、「山口県パートナーシップ宣誓制度」が開始されましたが、あなたは、このことについて知っていますか。(○はひとつだけ)

- 1 知っている
- 2 知らない

◆山口県パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして約束した一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓し、山口県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

男女共同参画関係用語についておたずねします。

問 2 0 次の用語のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを全て教えてください。(○はいくつでも)

- 1 男女共同参画社会
- 2 女子差別撤廃条約
- 3 男女雇用機会均等法
- 4 女性活躍推進法
- 5 政治分野における男女共同参画推進法
- 6 LGBT理解増進法
- 7 ポジティブ・アクション
- 8 ワーク・ライフ・バランス
- 9 DV (ドメスティック・バイオレンス)
- 10 性的マイノリティ (LGBTQ)
- 11 上記1～10の用語については、いずれも見たり聞いたりしたものはない

◆ 最終ページに、上記用語についての説明を掲載しておりますので、ご覧ください。

行政への要望についておたずねします。

問 2 1 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、県や市町に対してどのような取組を望みますか。(〇はいくつでも)

- 1 男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること
- 2 政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること
- 3 女性の学習の場を充実し、女性のリーダーを養成すること
- 4 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの機能を整備すること
- 5 学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること
- 6 保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること
- 7 介護施設、サービスを整備すること
- 8 女性の進出が少ない分野への進出を促すための取組を行うこと
- 9 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 10 育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- 11 育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 12 その他(具体的に)

問 2 2 男女共同参画社会の実現のために、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



夢わかちあい
個性きらめく明日へ
～ 男女共同参画社会 ～

男女共同参画に関する用語の説明

◆男女共同参画社会

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

◆女子差別撤廃条約

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。同条約は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃宣言等に規定されている性による差別禁止の原則を更に具体化したものです。

◆男女雇用機会均等法

職場における男女の均等な機会及び待遇の確保などを図るための法律です。募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者に対する差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止についての配慮、母性保護に関する措置等が規定されています。

◆女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置などについて規定されています。

◆政治分野における男女共同参画推進法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが規定されています。

◆LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

◆ポジティブ・アクション

性別や障害などの属性により社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、職場や学校等で一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置です。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く者が、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させる考え方です。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を意味するものです。なお、一口に「暴力」といっても単に身体的な暴力だけでなく、大声で怒鳴るなどの精神的な暴力や、生活費を渡さないなどの経済的な暴力など様々な形態があります。

◆性的マイノリティ（LGBTQ）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態の人）、クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない状態にある人や、意図的に定めていない人）等が、人口に占める割合が少ないことから性的マイノリティ（性的少数者）と言われることがあります。